

# 仕様書

## 1. 適用範囲

本仕様書は、栃木県日光土木事務所(以下「甲」という。)が発注する常温合材(全天候型)を購入するための単価を決定し契約を行うもので、納入する者(以下「乙」という。)が行う業務の概要を示すものである。乙は甲の納入指示等により、本仕様書および単価契約書に基づき誠実に履行するものとする。なお、本仕様書に明記されていない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

## 2. 件名

全天候型常温合材(密粒度) 20kg/袋

## 3. 発注品の規格・品質及び数量

常温合材(全天候型)

密粒度・高耐久型・最大粒径 5mm 程度・雨天使用可能なもの  
1,300 袋(予定)

## 4. 履行期間

令和 8(2026)年 4 月 1 日から令和 9(2027)年 3 月 31 日まで

## 5. 発注及び発注単位

(1) 発注は担当から契約業者へ随時発注を行います。  
(担当)

栃木県日光市萩垣面 2 3 9 0—7

栃木県日光土木事務所 保全部保全第二課 0 2 8 8—5 3—1 2 2 1

(2) 契約期間中における発注予定数量はあくまでも過去の実績から算出した「予定の数量」であるため、場合によっては増加あるいは減少することがあり、発注を確約するものではありません。

## 6. 納品先及び納品方法等

(1) 納品先

栃木県日光土木事務所とする。各々の納入数量については、発注毎に指示する。

(2) 納入方法等

納品書を提出するものとする。

物品は、発注日の翌日から起算して 10 営業日以内に納入すること。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年 12 月 13 日法律第 91 号)第 1 条の規定による休日は除く。納入時間は、午前 9 時から午後 4 時(正午から午後 1 時を除く。)とする。

荷降ろしは乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

納入時に建物及び既存物品等を破損又は汚損しないこと。

## 7. 品質保証

物品の納入後、当該品が著しく損傷、劣化、固結等が発生した場合は、甲の責による場合を除き、乙は甲の指定する日までに良品と交換するものとし、これらに要する費用は乙の負担とする。乙が交換に応ずる期間は甲が当該品を受領した日から6ヶ月とする。

## 8. 包装材の要領、材質

包装材は20kg/袋の防湿性材質とし、在庫保管中の荷重および運搬時等の衝撃等に十分、耐えられる材質とする。

## 9. 物品売買契約書締結後の措置について

乙は、納品開始前に下記事項について措置すること。

- ① 納入計画書（品目名、製造者および所在地、貯蔵所の所在地および貯蔵能力、輸送体制等）について、文書をもって甲に提出しなければならない。
- ② 甲との連絡体制表（特に、甲の閉庁日・乙の休業日・両者の勤務時間外）および担当者の名簿を作成し文書をもって、甲に提出しなければならない。

## 10. 請求先及び請求方法

### (1) 請求先

請求先は別途指示する。

### (2) 請求方法等

納入指示ごとに請求を行うこと。

## 11. その他

乙は、甲の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。

物品を運送中、破損・汚染などさせた場合は、これらに要する全ての費用は乙の負担とする。

甲若しくは乙から契約期間中に契約単価の変更を申し出た場合は、甲と乙で協議し改訂することができる。協議により決定された契約単価は、これを決定した日の翌月1日（決定した日が月の初日の場合は、決定した日の属する月の1日）から適用するものとし、変更契約を締結するものとする。

乙が完全に契約を履行できないと認めたときおよび乙から契約解除の申出がありこれを認めたとき並びに乙に詐欺その他不正な行為があったときは、甲は契約を解除できる。

契約金額には、納入に係る全ての費用を含むものとする。

## 12. 検査

本仕様書及び発注のとおり納入されたことの確認をもって、検査合格とする。